

令和7年度第2回 大津町国民健康保険事業の 運営に関する協議会

令和7年11月13日（木）午後2時
大津町役場 会議室301

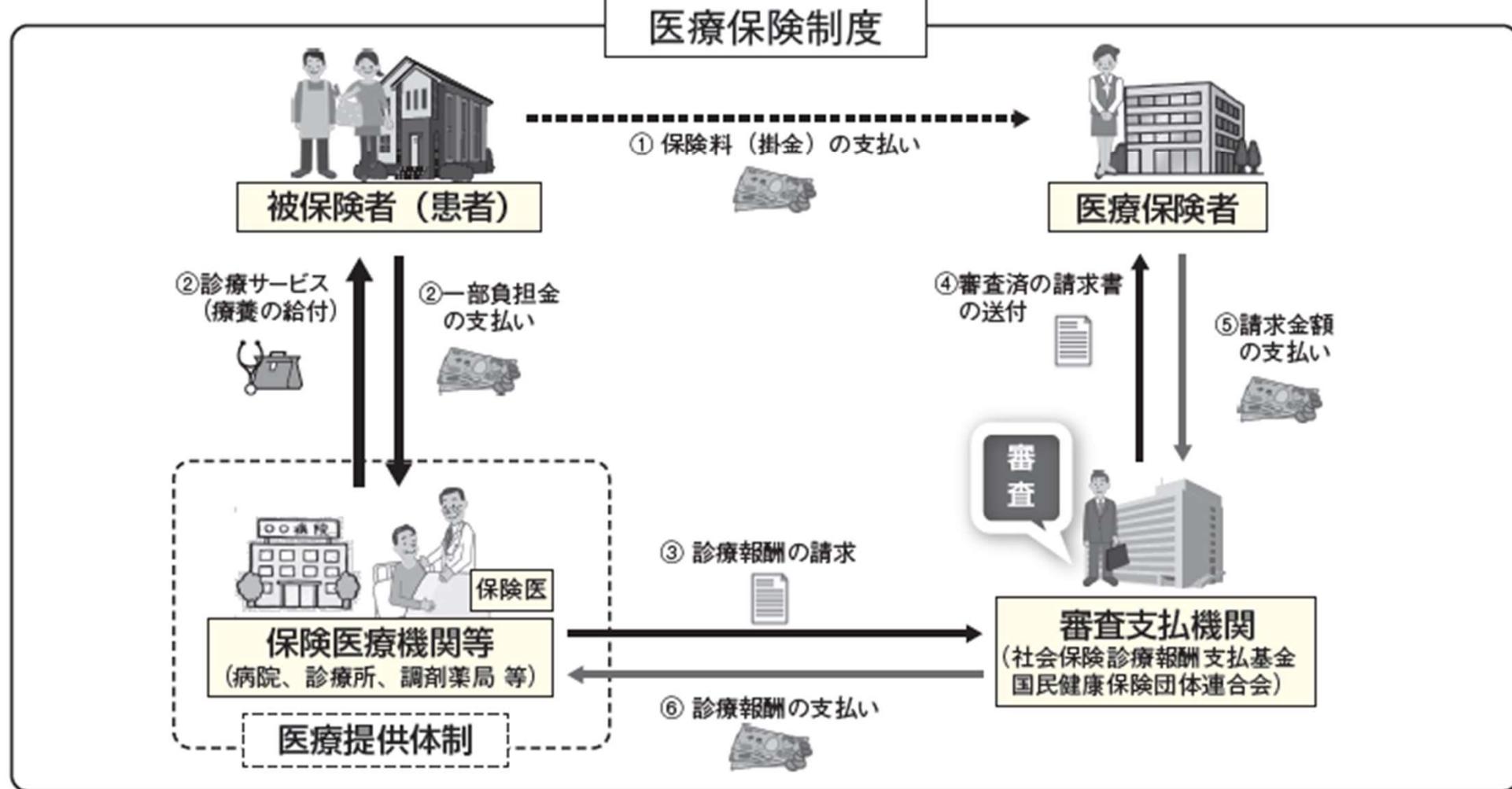
本日の協議事項

- ・国民健康保険制度の仕組みについて
- ・国保税改定の町方針の設定
 - ・赤字解消のための税率改定の時期
 - ・子ども子育て支援納付金制度導入による対応

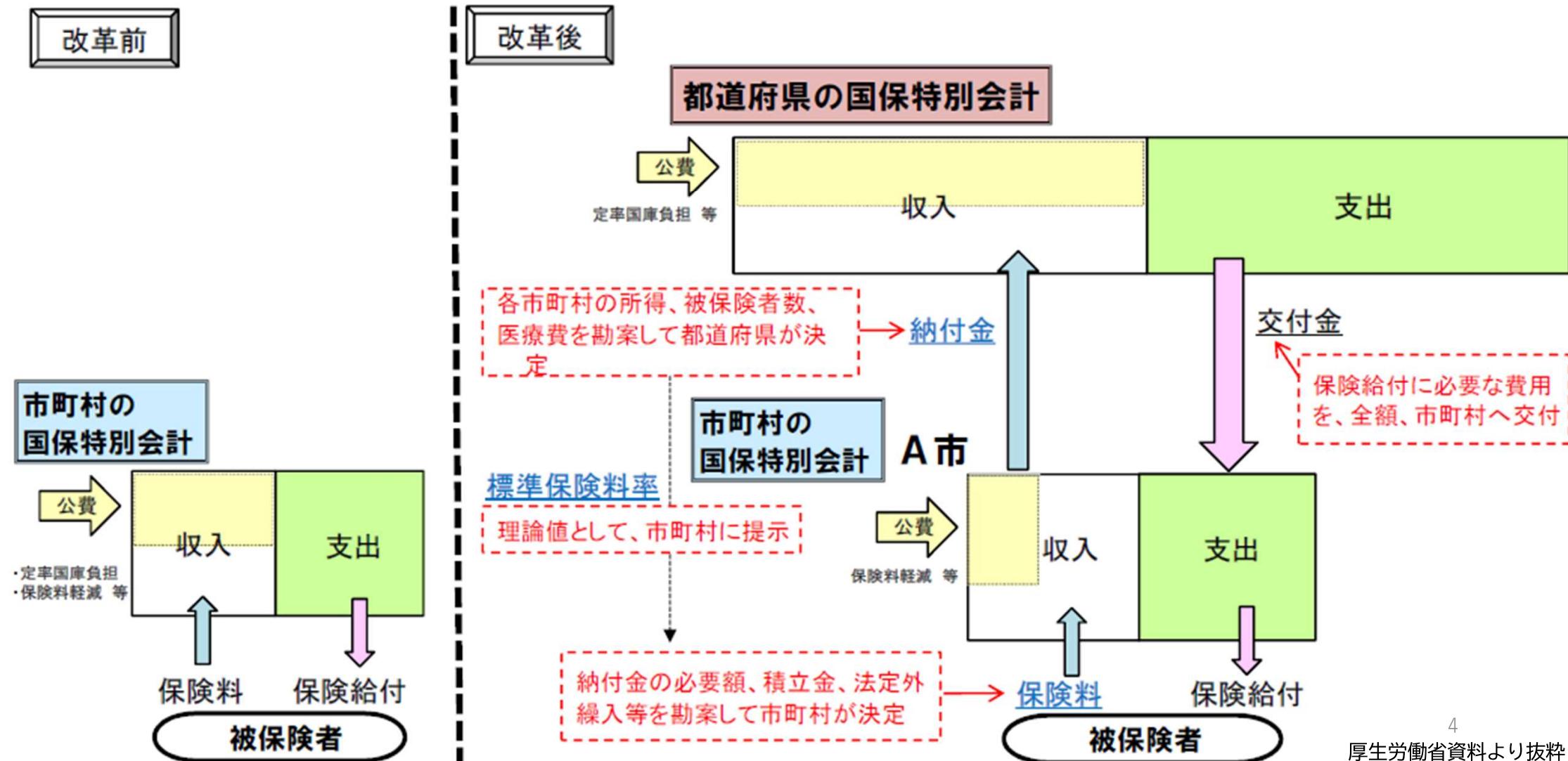
保険診療の仕組み

概要

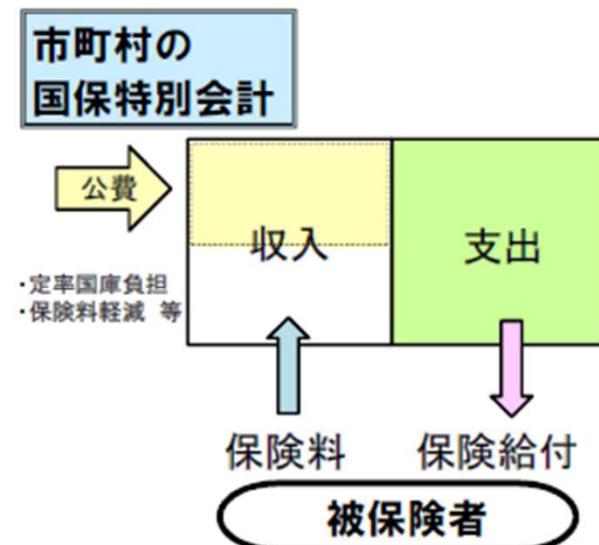
保険診療の概念図



市町村国民健康保険の財政の仕組み



改革前

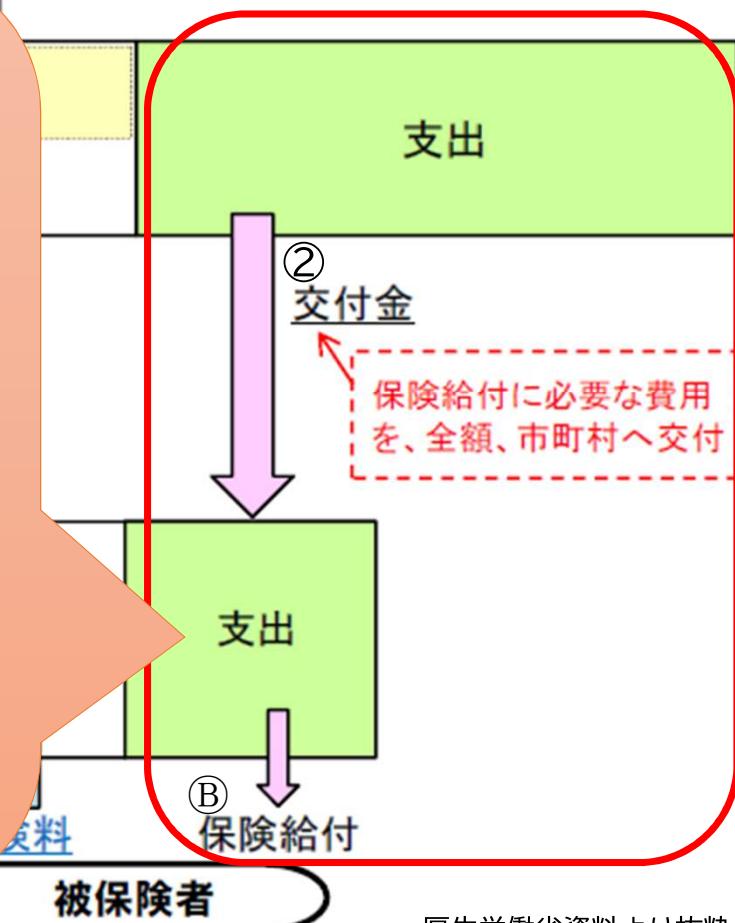


改革後

・保険給付（医療費）抑制は
医療保険制度において最重要事項

・市町村の特別会計においては
保険給付に対して県からの
交付金として全額補填される

⇒保険給付（医療費）抑制のため、
健康推進事業として長期的に取り
組む必要があるが、国保特会の
直接的な赤字改善効果は薄い



改革前

・県への納付金を収めるため
保険税と公費で賄う

⇒赤字改善の条件

①保険税 + ③公費
V

②納付金 + ④保険事業

⇒赤字改善に必要な施策

①保険料を上げる
③公費の投入（法定外）
②納付金の減額
④保険事業の縮小

改革後

都道府県の国保特別会計

公費

負担 等

収入

被保険者数、
都道府県が決

支出

① 納付金

支出

② 交付金

市町村の 国保特別会計

A市

提示

③ 公費

負担 等

収入

必要額、積立金、法定外
上勘案して市町村が決定

支出

① 保険料

負担 等

支出

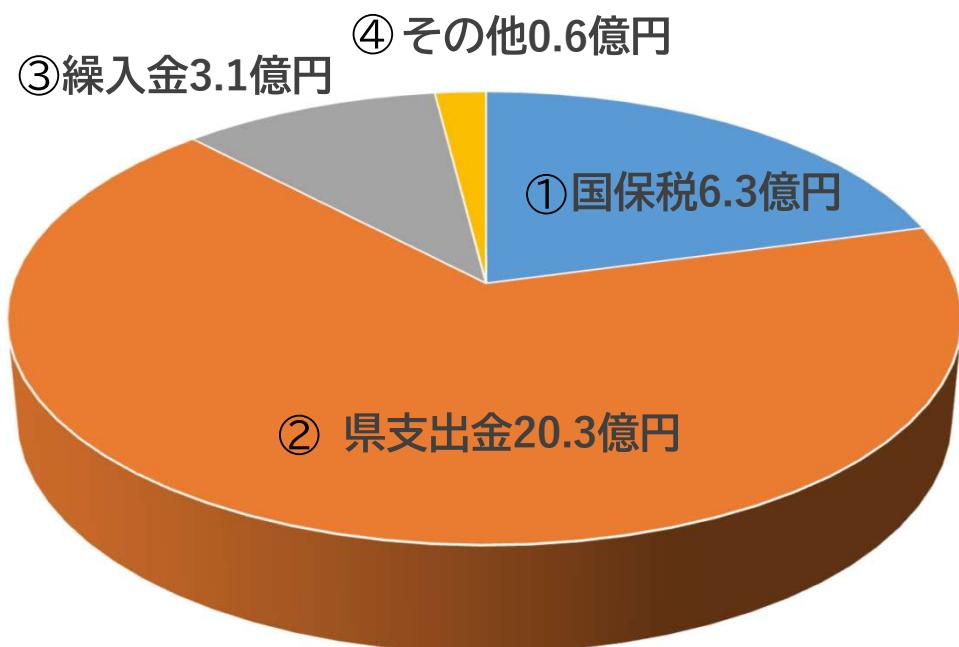
② 保険給付

被保険者

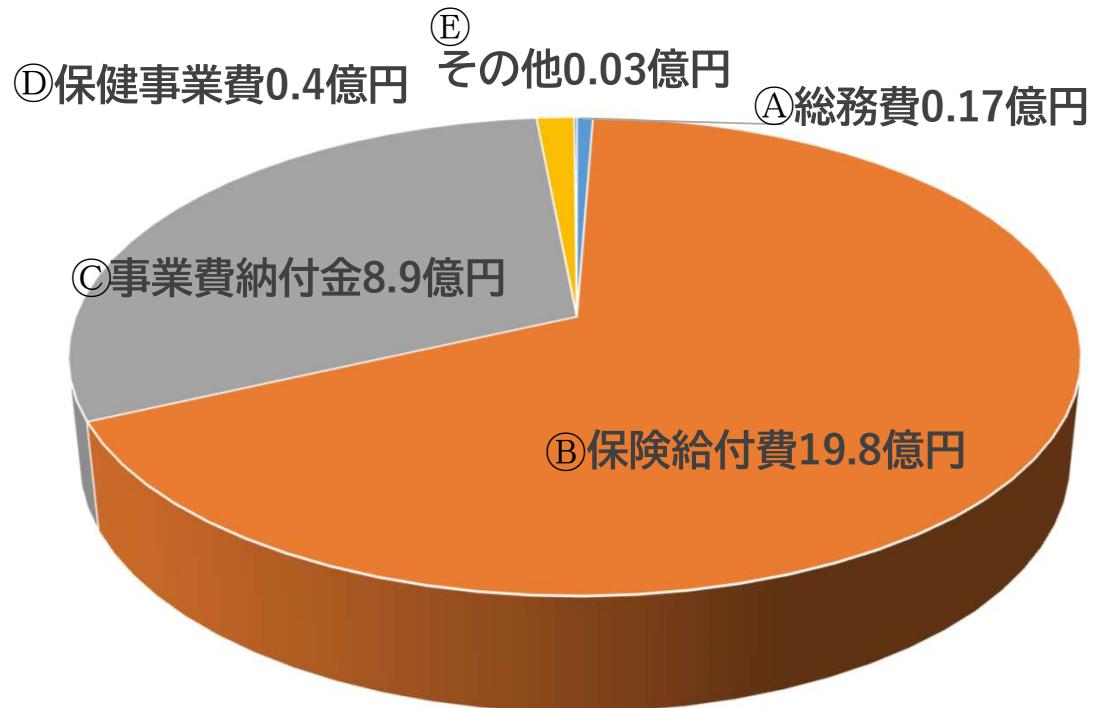
厚生労働省資料より抜粋

令和6年度大津町国保特別会計決算概要

歳入30億2千888万101円



歳出29億2千584万6千898円



令和6年度大津町国保特別会計決算概要

①国保税〔決算書P11～12〕

6億3千040万1千364円(対前年度+5千418万8千226円)

①現年度分 6億1千108万3千020円(収納率:94.72%)

②滞納繰越分 1千931万8千344円(収納率:14.74%)

②県支出金〔決算書P13～14〕

20億3千382万0275円(対前年度+2千156万7千684円)

(1)普通交付金 19億4千703万3千275円(対前年度+1千417万4千684円)

(2)特別交付金 8千678万7千000円(対前年度+739万3千000円)

①保険者努力支援分 21,355千円 ②特別調整交付金 33,631千円

③県繰入金(2号分) 23,587千円 ④特定健康診査等負担金 8,214千円

③他会計繰入金〔決算書P15～16〕

3億0655万0287円(対前年度+1億1千408万8千311円)

①保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 111,771,690円

②保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 63,016,772円

③保険基盤安定繰入金(未就学児均等割軽減分) 2,334,287円

④産前産後保険税繰入金 850,103円 ⑤事務費繰入金 12,696,516円

⑥出産育児一時金繰入金 7,076,671円 ⑦財政安定化支援事業繰入金 8,804,248円

⑧その他繰入金 100,000,000円

④その他〔決算書P11～20〕

5千810万8千175円(対前年度▲9千969万5千187円)

繰越金、国庫支出金、諸収入、使用料等

A 総務費〔決算書P21～24〕

1千638万6千516円(対前年度+66万3千918円)

職員手当、印刷製本費、通信運搬費、レセプト点検委託等

B 保険給付費〔決算書P23～26〕

19億7千575万4千661円(対前年度+1千227万4千413円)

療養給付費・療養費・高額療養費・葬祭費・出産育児一時金
傷病手当金等

C 事業費納付金〔決算書P27～28〕

8億9千020万1千429円(対前年度+1千250万1千616円)

D 保健事業費〔決算書P29～32〕

4千096万8千144円(対前年度+237万8千142円)

①特定健診受診者 1,336人(R5受診者 1,379人)

②人間ドック受診者 416人(R5受診者 446人)

③特定健診等受診率 44.4%(R5受診率 44.3%)

E その他〔決算書P27～34〕

253万6千148円(対前年度▲72万0265円)

基金積立金、保険税還付金、予備費等

本日の協議事項

- ・国民健康保険制度の仕組みについて
- ・国保税改定の町方針の設定
 - ・赤字解消のための税率改定の時期
 - ・子ども子育て支援納付金制度導入による対応

今後の国保特会決算見込み

予算科目	令和6年度決算	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【歳入】 国保税	630,401千円	増減なし 前年同等の 調定と収納率	減額 被保険者減 不動産所得減(TSMC) 子育て納付金導入		減額を想定 被保険者数減		
【歳入】 交付金	2,033,820千円	増額 医療費増による	増額 医療費増による R6法定外ペナあり		増減なしを想定 被保険者数減 医療単価増		
【歳出】 保険給付費	1,975,754千円	増額 高額レセ増による	増額 診療報酬の改定 (報酬増やDX)				
【歳出】 県納付金	890,201千円	減額 -35百万円 R5の県医療費減	微増見込 R6医療費より 子育て納付金追加	増額 +40百万円 医療費水準による 算定式の終了	増額傾向を想定 県全体の医療費次第だが 診療報酬改定等による医療単価増		
【歳出】 保健事業費	40,968千円	増減なし 被保険者減 委託単価増		被保険者減により減少を想定			
収支赤字	-36,953千円 繰越103,033千円	-10,000千円	-50,000千円	-90,000千円	-100,000千円	-110,000千円	

保険料率の
県内統一化

収支赤字の改善方法

- 収入を増やす
 - I. 国民健康保険税の引き上げ
 - II. 公費（町税）を投入（法定外繰入）
- 支出を減らす
 - III. 保健事業の縮小
 - IV. 【参考】医療費を抑制
 - V. 【参考】県への納付金

I . 国民健康保険税の引き上げ

- ・目的
 - ・歳入の増額（国保税）
- ・方法
 - ・町の税条例を改正する（議会の議決が必要）
- ・懸案事項
 - ・令和5年度協議会にて2年毎の見直しを答申
 - ・国保加入者（低所得世帯や高齢世帯が多数）への負担増
 - ・令和12年度の県内保険税統一時に、下げる可能性がある
 - ・令和8年度は子ども子育て支援納付金と重複

II. 公費（町税）を投入（法定外繰入）

- ・目的
 - ・歳入の増額（法定外繰入金）
- ・方法
 - ・新年度の予算に計上（議会の議決が必要）
- ・懸案事項
 - ・令和6年度は1億円を投入（令和7年度は予算1千万円）
 - ・全町民による負担（社会保険加入者にとっては2重負担）
 - ・毎年の赤字補填分が他の税金だよりになる
 - ・国の交付金が減額されるペナルティ（町議会から国に要望書提出）

Ⅲ. 保健事業の縮小

- 目的
 - 歳出の減額（保険事業費）
- 方法
 - 人間ドック補助金（R6 10,725千円）
 - 現補助額25,000円のうち一般財源16,000円程度 429人受診）
 - 鍼灸補助事業（R6 321千円）
 - 1回あたり1,000円補助 年30回まで
- 懸案事項
 - 他市町村国保では、人間ドック補助等が無いところもある
 - 保健事業のため縮小により、結果として医療費増も考えられる
 - 経費削減効果は数百万円まで

IV. 【参考】 医療費を抑制

- 目的
 - 歳出の減額（保険給付費）
- 方法（既存事業）
 - 重症化予防の事業
 - 疾病の早期発見、早期治療につながる特定健診の推進
 - 疾病予防や健康維持に必要な情報発信や啓発活動
- 懸案事項
 - 最重要課題であるが、全国的な課題である
 - 効果が反映できるまで数年以上の継続が必要
 - 保険給付費は普通交付金で全額補填されるため、直接的な赤字改善効果は無い

V. 【参考】県への納付金

- 目的
 - 歳出の減額（納付金）
- 方法
 - 納付金計算は次のとおり
 - 県保険給付費を被保険者数、世帯数、所得総額でシェア
→保険給付費を減額、被保険者数を減らす、所得を減らす
- 懸案事項
 - 県全体の保険給付費から計算されるため、他市町村の医療費次第
 - その他方法も町主体で達成できるものでは無い

赤字改善方法一覧

方法	負担者	即効性	赤字改善効果	町の実現性	考察
保険税の引き上げ	△ 全被保険者 (保険税)	○ 翌年度対応可	○ 任意設定可能	○ 条例改正 (要議決)	受益者負担の原則 議会は否定的 県統一時との整合性
公費投入 (法定外繰入)	△ 全町民 (税金)	○ 翌年度対応可	○ 任意設定可能	○ 予算計上 (要議決)	社会保障の観点 社会保険の2重負担 一般財源圧迫
人間ドック等 保健事業縮小	△ 一部の被保険者 (補助減)	○ 翌年度対応可	△ 事業費数百万円	○ 規則改正	受益者負担の原則 サービス低下
【参考】 医療費抑制	○ 無し	✗ 早くとも数年先 全国規模の課題	△ 交付金10割補填 納付金等に影響	△ 被保険者や 医療報酬次第	継続課題であるが 赤字改善効果 薄
【参考】 納付金	○ 無し	△ 不透明	△ 全市町村で按分	✗ 被保険者数、所得 県内市町村次第	県へ要望できるが 実現性は低い

本日の協議事項

- ・国民健康保険制度の仕組みについて
- ・国保税改定の町方針の設定
 - ・赤字解消のための税率改定の時期
 - ・子ども子育て支援納付金制度導入による対応

子ども・子育て支援納付金制度

- 制度趣旨

- 政府(子ども家庭庁)は、支援納付金対象費用の財源とするため、令和8年度から毎年度、全ての医療保険者から支援納付金を徴収

- 対象費用

- ① 児童手当(R6.10~)
- ② 妊婦支援給付金(R7.4~)
- ③ 出生後休業支援給付金・育児時時短就業給付金(R7.4~)
- ④ こども誰でも通園制度(乳幼児等支援給付) (R8.4~)
- ⑤ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除(R8.10~)
- ⑥ 子ども・子育て支援特例公債の償還金 等

子ども・子育て支援納付金制度

- ・徴収想定金額(国保)

一人当たり金額	令和8年度見込	令和9年度見込	令和10年度見込
月額	250円	300円	400円
年額	3,000円	3,600円	4,800円

- ・徴収方法(国保)

令和7年度までの国民健康保険税構成

医療分 + 後期支援分 + 介護分

令和8年度から新規追加

+ 子ども・子育て支援分

- ・【新】令和8年度 仮算定値 (R7.10時点)

- ・均等割額 年額1,500円 (18歳以下は課税無し)
- ・所得割額 年額 0.3%

本日の協議事項

- ・国保税改定の町方針の設定

- ・赤字解消のための税率改定の時期

- ・令和5年度の改定協議では、2年毎（R8, R10）に改正検討する方針
 - ・当時の赤字想定はR8に1.2億円、R10に2.1億円

- ・令和8年度から子ども子育て支援金の導入が国決定

⇒①令和5年度協議のとおりR8に税率改定

②現状況を鑑みR9以降に税率改定を先送り（町方針案）

- ・子ども子育て支援納付金制度導入による対応

- ・R7.10時点でのR8仮算定 均等割1,500円、所得割0.3%

- ・R9見込 均等割1,800円、所得割0.4% R10以降 均等割3,000円、所得割0.6%

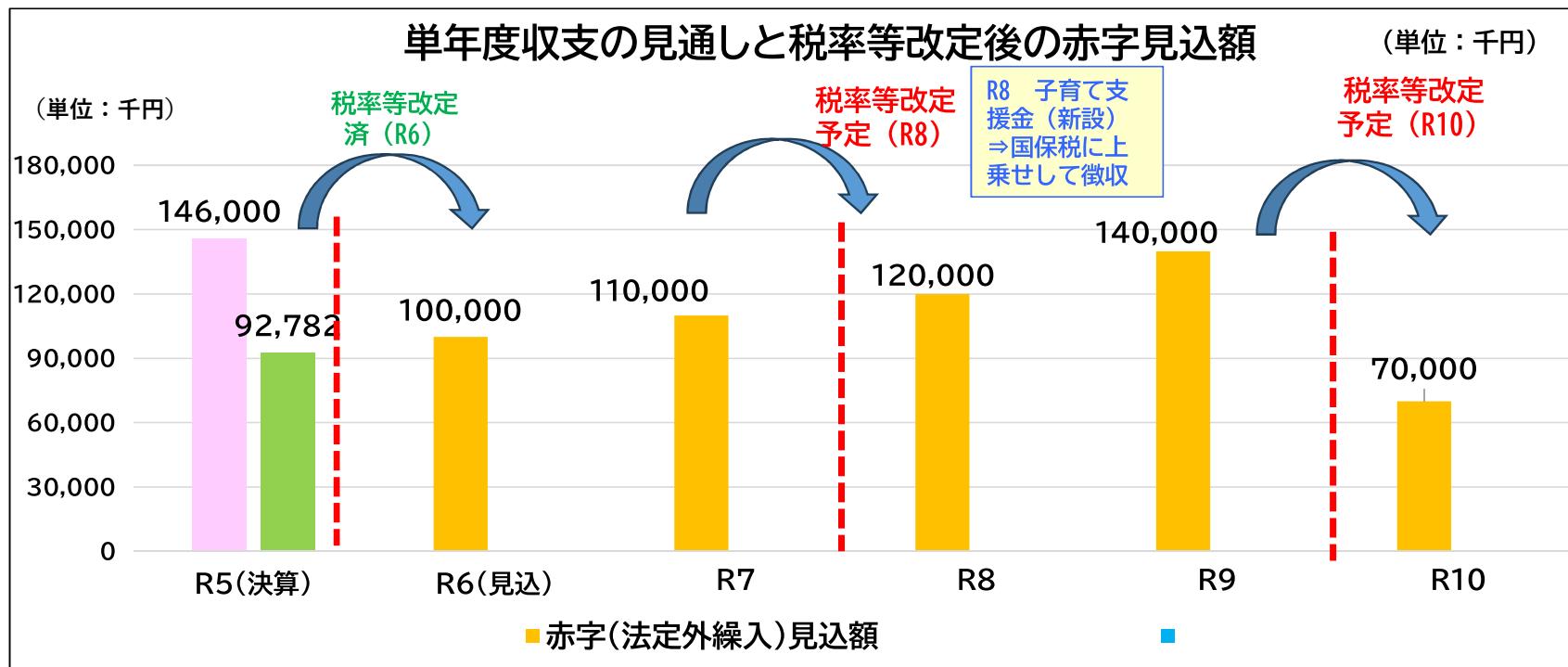
⇒①毎年の税率改定（町方針案）

②R8とR9は中間値を設定、R10に条例改定

【参考】令和5年度協議会答申内容抜粹

- ・現行の保険税率を維持した場合、令和6年度国民健康保険特別会計予算においては約1億9千万円の赤字が見込まれ、早急な赤字解消が求められていることから、被保険者負担として税率の引き上げの必要性や、急激な負担緩和のために一般会計の財源を活用することなど、第1回答申において提言しました。
- ・今後の赤字解消にあたっては、被保険者の生活状況を十分踏まえ、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、段階的に赤字解消に努めていくよう次のとおり答申します。
- ・国民健康保険税率等の引き上げについては、財源不足額が大きいことから、県が示す標準税率に合わせてある程度の引き上げが必要であるが、被保険者の急激な負担増に配慮し、今回の見直しについては、1億9千万円のうち7千万円程度を税でまかなうため税率等の引き上げが必要である。
- ・税率等の改正については、低所得世帯等やその他被保険者の生活状況について配慮すること。
- ・被保険者が病院に行かなくても良いような健康増進事業や保健事業、医療費適正化等を推進すること。
- ・国民健康保険特別会計に一般会計から赤字分の一般財源を繰り入れるということは、社会保険被保険者に負担を求めることになるため、税率改正と併せて国民健康保険の厳しい財政状況も含めて、町民への十分な周知を図ること。
- ・一般会計から赤字分の一般財源を繰り入れる場合は、常態化しないよう毎年又は2年ごとに税率の見直しをすること。

(令和5年度資料) 単年度収支の見通しと赤字改善方針



■今後の見通しと課題

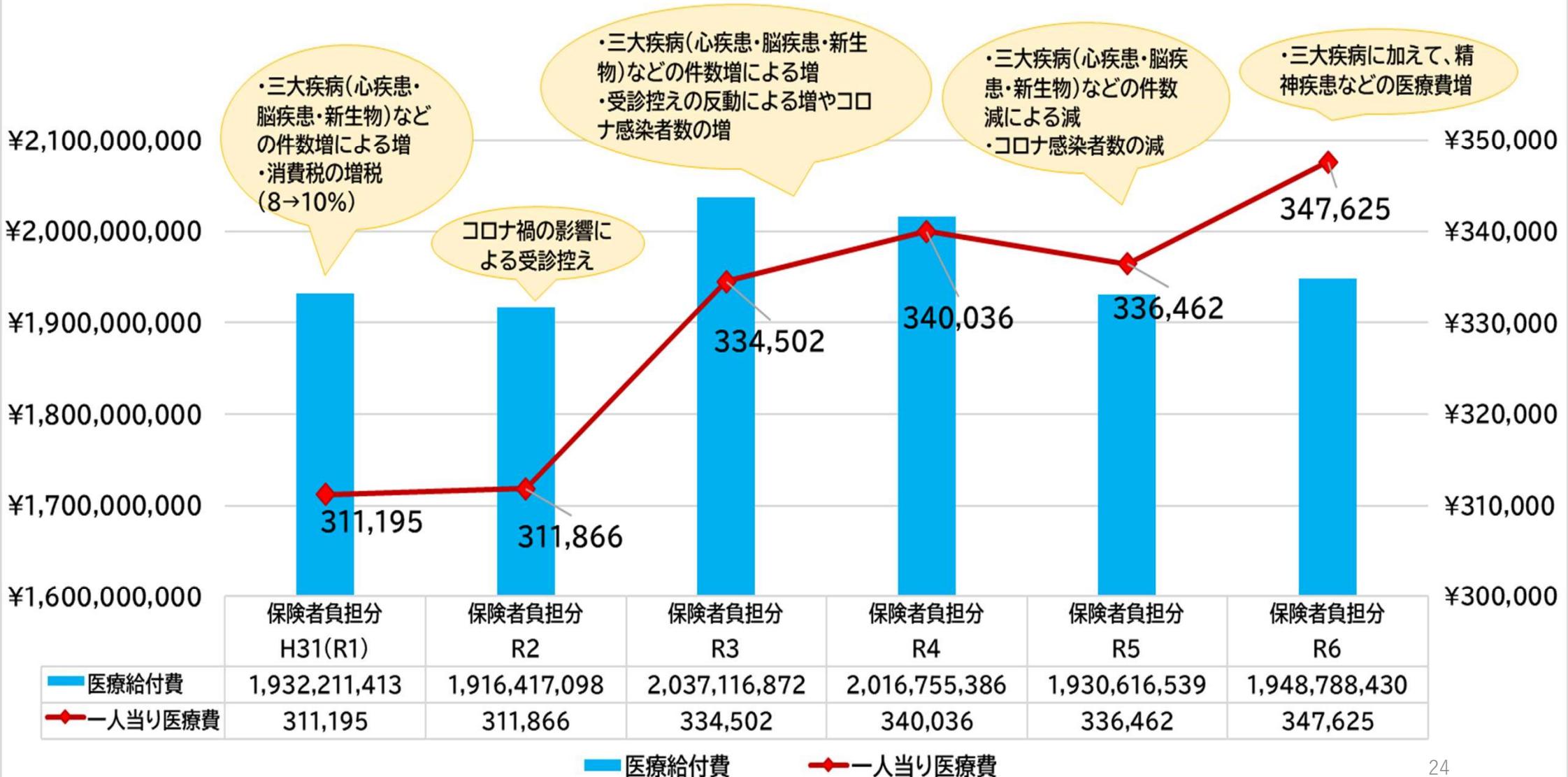
①R5年度単年度収支が改善した要因（主なもの）

⇒国保税徴収率の上昇 (93.84⇒95.25) に伴う税収の増 (+27,000千円)
特別調整交付金の増 (精神・結核) の増 (+14,000千円)

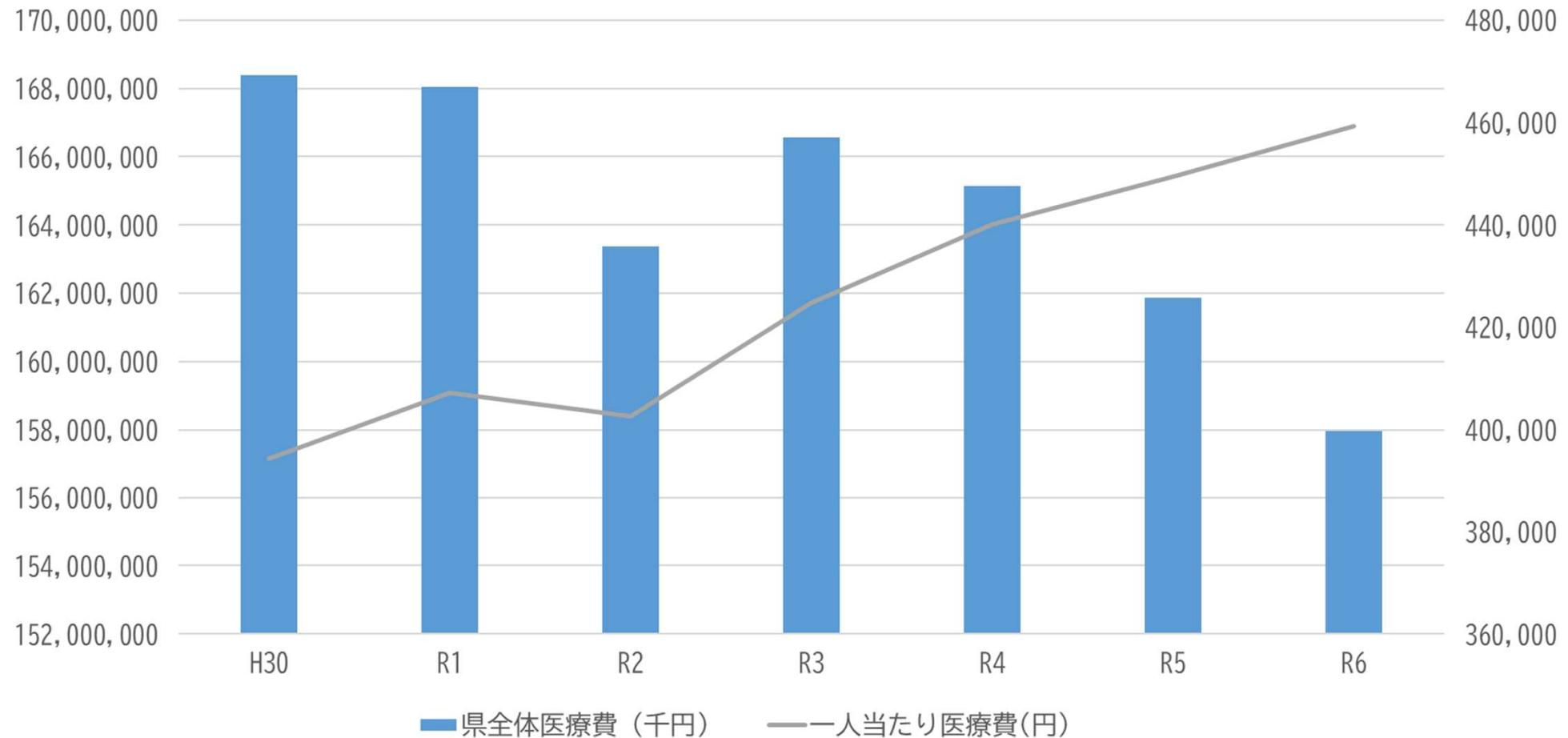
②R8年度の子育て支援金の新設

⇒R8年度から、子育て支援金を国保税に上乗せして徴収するため、新たな負担が増加

医療給付費・一人当たり医療給付費(医療費)実績

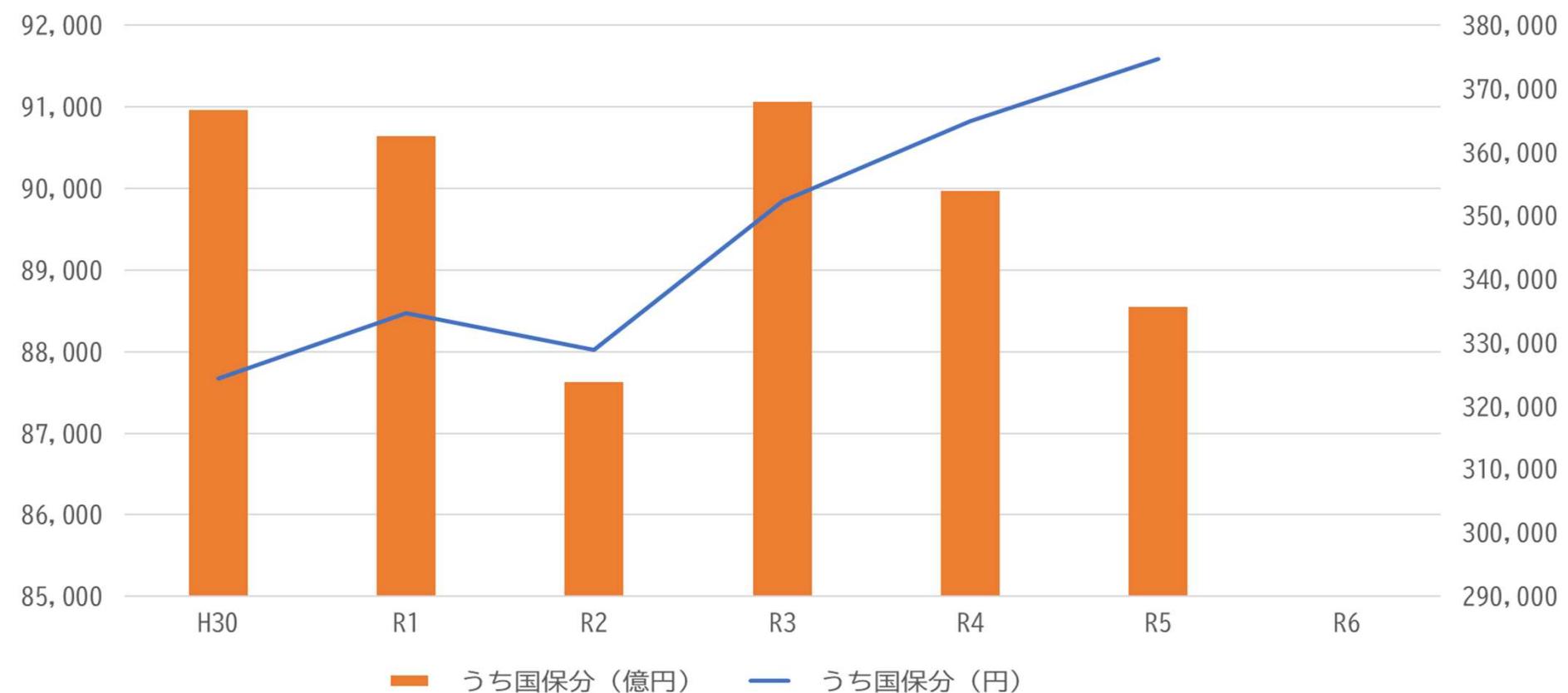


県内国保医療費推移



KDBシステム
より抜粋

全国医療費推移（国保）



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国全体医療費（億円）	433,949	443,895	429,665	450,359	466,967	480,915	
うち国保分（億円）	90,957	90,639	87,628	91,060	89,965	88,550	
国保被保険者数	28,039,851	27,083,475	26,647,825	25,855,400	24,660,500	23,633,860	
一人当たり医療費(円)	343,200	351,800	340,600	358,800	373,700	386,700	
うち国保分（円）	324,385	334,665	328,837	352,189	364,814	374,674	

厚生労働省
国民医療費の
概況より抜粋